



労働政策研究報告書 No. 151

2012

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

ワーク・ライフ・バランス比較法研究
〈最終報告書〉

労働政策研究・研修機構

ワーク・ライフ・バランス比較法研究 〈最終報告書〉

まえがき

本研究は、当機構第2期中期計画における「多様な働き方への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた就業環境の在り方に関する調査研究」の一つとして行われたものである。

本研究では特に、非常に多義的に捉えられている「ワーク・ライフ・バランス」（以下、“WLB”という。）に焦点を当て、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカの欧米主要4ヵ国におけるWLB政策の全体像などを明らかにするとともに、各国におけるWLBにかかわる個別の政策・制度の内容を概観し、それらが各国の現実の企業社会・労働社会においてどの程度普及し、活用され、またどのような課題があるのか、さらに、日本にとって示唆的と考えられる事柄は何であるかを検討している。

その上で、日本におけるWLB政策の全体像を先の4ヵ国と対比して明らかにすると同時に、日本におけるWLBにかかわる政策・制度及びその実態を踏まえ、今後の日本においてWLBにかかわる個別の政策・制度をさらに推進していく上での検討の方向性を試みに提示している。

法的観点から見た場合、我が国では労働関係においてWLBに相当する概念は、労働契約法3条3項において「仕事と生活の調和」との文言により用いられている。また、WLBとのかかわりが非常に深い育児・介護の問題については、育児・介護休業法によって、その規制内容が多様で豊富なものへと漸次改正されてきている。さらに、労働時間の問題についても、例えば限时立法であった労働時間短縮促進臨時措置法が労働時間等設定改善特別措置法へと恒久法化されており、同法2条2項においては、事業主の責務として「子の養育又は家族の介護を行う労働者」も「特に配慮を必要とする労働者」に含め、事業主は、彼(彼女)らについて「その事情を考慮して」労働時間の設定等の改善に努めなければならないと定められている。加えて、日本においてWLB推進の契機の一つとなった少子化問題に関しては、少子化社会対策基本法が、また、次代を担う子の社会全体での養育の問題に関しては、次世代育成支援対策推進法が、それぞれ制定され、施策が進められてきている。

本研究が、それら既存の立法や関連する諸施策の今後の在り方を検討していく上で活用されるならば幸いである。

なお、本報告書のとりまとめは、当機構主任研究員 池添 弘邦 が行った。

2012年6月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 山 口 浩 一 郎

ワーク・ライフ・バランス比較法研究<最終報告書> 執筆分担（執筆箇所初出順）

氏名	所属	担当章・節
おくやま あきら 奥山 明良	成城大学法学部教授	第1章, 第3章, 第4章
いけぞえ ひろくに 池添 弘邦	労働政策研究・研修機構主任研究員	第1章, 第2章第3節（はじめに, 1, 2(1)(2)(5), まとめ）, 第2章第4節, 第3章, 第4章
かわだ ともこ 川田 知子	亜細亜大学法学部准教授（執筆時）	第2章第1節
みずの けいこ 水野 圭子	法政大学法学部講師	第2章第2節
いき のりこ 伊岐 典子	労働政策研究・研修機構主席統括研究員	第2章第3節（2(2)ア(イ), 2(3)(4)(5)）

（注）担当章・節が重複している場合は共著である。

「多様な働き方への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた就業環境の整備の在り方に関する調査研究」

サブテーマ「ワーク・ライフ・バランス比較法研究」

研究会メンバー

- ◎奥山 明良 成城大学法学部教授
- 川田 知子 亜細亜大学法学部准教授（執筆時）
- 水野 圭子 法政大学法学部講師
- 浅尾 裕 労働政策研究・研修機構研究所長
- 伊岐 典子 労働政策研究・研修機構主席統括研究員（2010年9月から）
- 池添 弘邦 労働政策研究・研修機構主任研究員
- 内藤 忍 労働政策研究・研修機構研究員（2011年7月まで）

（注）◎は座長を表す。

目 次

まえがき

執筆分担・研究会メンバー一覧

研究の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1章 研究の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第2章 ドイツ、フランス、イギリス、アメリカにおけるワーク・ライフ・バランス
法政策の全体像並びに現状及び課題

第1節 ドイツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

1. 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(1) 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(2) 家庭（家族）と仕事の調和を重視したワーク・ライフ・バランス政策・・・・・・ 26

(3) 連邦家族省主導のワーク・ライフ・バランス政策・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

2. 各論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

(1) 育児等休業及び経済的保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

(2) 労働時間（長時間規制、弾力的制度）・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

(3) 柔軟な働き方（就業形態）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

(4) 保育サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

(5) ドイツ政府による政策、労使・企業・地域の取組み・・・・・・・・ 46

3. まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

(1) 国としての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

(2) ドイツのワーク・ライフ・バランス政策の特徴・・・・・・・・ 50

(3) 企業に対するワーク・ライフ・バランスにかかわる規制の在り方・・・・・・ 51

(4) 企業の従業員に対するワーク・ライフ・バランスや
ファミリー・フレンドリー施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

(5) 日本への示唆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第2節 フランス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

1. 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

(1) フランスにおけるワーク・ライフ・バランスのライフとは何か・・・・・・ 61

(2) 1936年有給休暇法と週40時間制の下でのワーク・ライフ・バランスの
ライフとは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

(3) 週35時間制の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

(4) 労働時間短縮政策から労働時間の延長へ ～フィヨンによるオプリー法の修正	74
(5) 2008年の労働時間法制の改正	76
(6) 家族政策	77
2. 各論	92
(1) 労働時間	93
(2) 休暇	100
(3) 手当・家族給付	104
(4) 保育サービス	114
(5) 柔軟な働き方	122
3. まとめ	129
第3節 イギリス	137
はじめに	137
1. 総論	137
(1) 「家族に優しい政策」の経緯と内容の概観	137
(2) 家族関係・構成の変化と労働市場の状況	138
(3) 労働者がワーク・ライフ・バランス（仕事と子の養育のバランス）の 実現に向けて望むこと	146
2. 各論	148
(1) 休暇・休業及び経済的保障	149
(2) 労働時間	181
(3) 柔軟な働き方	230
(4) 保育サービス	237
(5) ワーク・ライフ・バランス全般に係る企業と従業員の意識や対応等	246
まとめ	256
第4節 アメリカ	265
1. 総論	265
(1) 連邦雇用法制の様相とワーク・ライフ・バランスとの関係	265
(2) 価値観とワーク・ライフ・バランスとの関係	265
(3) 少子化とワーク・ライフ・バランスとの関係	266
(4) 連邦議会に見るワーク・ライフ・バランス政策の動向	266
(5) ワーク・ライフ・バランス推進の原動力	267
(6) 各論における検討課題	271
2. 各論	272
(1) 育児等休業及び経済的保障	274

(2) 労働時間（長時間規制、弾力的制度（正社員の短時間勤務 等））	296
(3) 柔軟な働き方（就業形態）	311
(4) 保育サービス	315
3. まとめと含意	323
(1) 国としての考え方	324
(2) 法の企業に対するワーク・ライフ・バランスにかかわる規制のスタンス （法の役割）	324
(3) 企業の従業員に対するワーク・ライフ・バランスや ファミリー・フレンドリー施策	325
(4) 労働組合の役割	328
(5) 民間組織の役割	329
(6) 日本への示唆	330
第3章 日本のワーク・ライフ・バランス法政策の全体像並びに現状及び課題	335
第1節 総論	335
1. ワーク・ライフ・バランス政策の概観	335
2. 女性の働き方の視点	347
(1) 実情の概観	347
(2) 法政策の概観	349
3. 少子化対策の視点	350
(1) 実情の概観	351
(2) 法政策の概観	352
4. 男女の働き方の見直しの視点	354
(1) 働く個人の視点から見た男女の働き方の見直しと ワーク・ライフ・バランス	355
(2) 企業の人材活用等の視点から見た男女の働き方の見直しと ワーク・ライフ・バランス	369
5. 労働市場政策の視点	376
6. 行政関係団体、民間組織によるワーク・ライフ・バランス推進に係る取組み	380
第2節 各論	383
1. 育児等休暇・休業及び経済的保障	383
(1) 育児休業法の制定（平成3年）（概要）	383
(2) 育児・介護休業法への改正等（概要）	385
(3) 休業中の経済的保障	392
(4) 育児休業、育児のための所定労働時間短縮等の措置に係る実態	394

2. 労働時間—長時間労働規制 等	405
(1) 現行労働基準法における労働時間規制の概要と立法史概説	405
(2) 労働基準法改正による労働時間短縮政策の推進と 弾力的労働時間制度等の導入	409
(3) 労働時間短縮政策から労働時間設定改善政策へ	411
(4) 長時間労働等に係る実態と諸施策	413
3. 柔軟な働き方—就業形態並びに弾力的労働時間制度	419
(1) パートタイム労働法	419
(2) 弾力的労働時間制度	436
4. 保育サービス	445
(1) 乳幼児の保育制度と実態	445
(2) その他保育関連の制度と実態	460
(3) 企業による従業員のための保育関連制度と実態	463
まとめ	465

第4章 日本とドイツ、フランス、イギリス、アメリカとの比較検討及び

日本のワーク・ライフ・バランス法政策の今後の検討の方向性	479
------------------------------	-----

第1節 総論—各国のワーク・ライフ・バランス政策の背景と全体像

1. ドイツ	479
2. フランス	481
3. イギリス	483
4. アメリカ	484
5. 日本	486
6. 小括	488

第2節 各論—各国のワーク・ライフ・バランス関連法制度等の現状と特徴

1. ドイツ	490
(1) 育児等休暇・休業及び経済的保障	490
(2) 労働時間—長時間労働規制 等	491
(3) 柔軟な働き方—就業形態並びに弾力的労働時間制度 等	492
(4) 保育サービス	493
2. フランス	496
(1) 育児等休暇・休業及び経済的保障	496
(2) 労働時間—長時間労働規制 等	496
(3) 柔軟な働き方—就業形態並びに弾力的労働時間制度 等	498
(4) 保育サービス	499

3. イギリス	503
(1) 育児等休暇・休業及び経済的保障	503
(2) 労働時間－長時間労働規制 等	504
(3) 柔軟な働き方－就業形態並びに弾力的労働時間制度 等	504
(4) 保育サービス	506
4. アメリカ	508
(1) 育児等休暇・休業及び経済的保障	508
(2) 労働時間－長時間労働規制 等	509
(3) 柔軟な働き方－就業形態並びに弾力的労働時間制度 等	509
(4) 保育サービス	509
5. 小括	512
第3節 日本とドイツ、フランス、イギリス、アメリカのワーク・ライフ・バランス	
関連法制度等の比較検討と今後の日本における検討の方向性	514
1. 休暇・休業及び経済的保障	514
(1) 育児・介護休業法の規制の概要及び休業期間中の経済的保障	514
(2) 育休の期間と取得方法	515
(3) 育休期間中の経済的保障	516
2. 長時間労働規制	517
(1) 長時間労働規制に対する基本的アプローチ	517
(2) 長時間労働規制に対する従来と異なるアプローチの模索	518
3. 柔軟な働き方（パートタイム労働、弾力的労働時間制度）	519
(1) パートタイム労働	519
(2) 弾力的労働時間制度	521
4. 保育サービス	523